

研修・視察報告

日本共産党帯広市議会議員団

杉野 智美

播磨 和宏

大平 亮介

研修：2025 年 1 月 27 日（月）、28 日（火）

調査：2025 年 1 月 29 日（水）

○研修項目

- 2025 地方議会議員政策セミナー

○視察項目

- 東京都文京区 「こまじいのうち」の取組みについて

2025 地方議会議員研修セミナー

日程 2025 年 1 月 27 日（月）、28 日（火）

会場 TKP 神田ビジネスセンター

（東京都千代田区神田美土代町 3－2 神田アベビル）

企画 自治体問題研究所

主催 (株)自治体研究社

全体会①

2025 年度政府予算案と地方財政対策のポイント解説

講師 平岡 和久 氏（立命館大学教授）

1 2024 年度政府予算と地方財政をめぐる問題

2025 年度政府予算案を見る際にこれまでの年度と異なる点に留意する必要がある。第一に、少数与党下の予算であり予算審議の過程で「修正」される可能性がある。国債増発などとなれば経済・財政への負の影響が懸念される。第二に、インフレによる実質賃金の低下に対応した対策などが必要である。第三に、少子化・人口減少社会への対応の優先度がさらに高くなる。第四に、能登半島地震からの復旧・復興の課題への対策強化が求められる。



一方、石破内閣となってもこれまでの財政政策を継続したり、さらに拡大したりする面がある。第一に、軍拡予算の継続・拡大。第二に、子ども子育て支援加速化プランとして不十分さを残す 2 年目の対策予算。第三に、防衛費拡大や加速化プランの財源確保のために社会保障関係費の自然増を抑制するとともに、地方一般財源総額実質同水準ルールを踏襲しているなどがある。

2 国家財政と地方財政を見るためのいくつかの視点

（1）財政民主主義を掘り崩す予算制度の濫用

財政民主主義は民主主義の基礎だが、現在、財政民主主義を支える制度が掘り崩されている。

- ① 補正予算の拡大と濫用
- ② 債務負担行為と後年度負担の拡大と濫用
- ③ 予備費の拡大と濫用
- ④ 基金の拡大と濫用

(2) インフレへの対応

① 物価高騰への対応や人事院勧告などを反映し、地方一般財源総額を増額させる必要

② 「インフレ増税」への対応

インフレ下では減税を行わないと実質増税となってしまう。

(3) 少子化・人口減少社会への対応

こども・子育て支援加速化プラン（24～26年度の3年間） 3.6兆円

(4) 地方財政の現状をどう見るか

介護・医療費のこれまで以上の増加、給与改定等による給与関係費の増加、物価高騰や民間給与上昇による投資的経費の増加などの課題がある。地方財政審議会意見（2024.12.9）では「地方歳出の構造は、社会保障関係費の増加を給与関係費、投資的経費や公債費の削減・減少で吸収するという平成10年代以降続いてきた構造から大きく変化しており、今後、喫緊の課題への取組みも求められる中で、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、所要の一般財源総額を確保することが求められる」としている。

3 2025年度政府予算案のポイント

(1) 予算規模は過去最大

一般会計総額 115.5 兆円（対前年度当初予算から 3 兆円の増額）

国債費過去最大 28.2 兆円（想定金利を 1.9%から 2.0%へ引き上げた影響）

税収も過去最大 78.4 兆円（定額減税の影響を除き、前年度当初予算より 6.5 兆円程度プラス）

国債新規発行額は 28.6 兆円へ減少（前年度当初予算より 6.8 兆円減）

(2) 軍拡予算

防衛関係費は過去最大 8.7 兆円

防衛関係費の新規契約額（債務負担行為）は 8.8 兆円であり、23 年度以降高水準で推移

(3) 社会保障関係費、教育関係費の抑制

社会保障関係費の「自然増」を国と地方を合わせて 1,600 億円抑制

年金の実質目減り

生活保護費のうち生活扶助費は特例加算を引き上げ

少子化や学校統廃合による教職員定数削減

国立大学法人運営費交付金の据え置き

(4) 税制改正

いわゆる「103 万円の壁」への対応

たばこ増税

4 2025 年度地方財政対策のポイント

地方財政の「健全化」はインフレ下の国税・地方税の「自然増収」によるところが大きい。しかし、「自然増収」は納税者にとって実質増税。またインフレに伴う人件費増や現金給付・公共サービスコスト増が、地方財政計画に反映されなければ、住民サービスや給付の実質的な切り下げになる。

5 自治体予算にかかわる留意事項

- (1) 地方一般財源総額前年度同水準ルールは継続しているが、物価上昇や人件費増に対応した上乗せが計上されており、プラス1.7%となっていることから、各自治体の予算案において適切に経費の上乗せがおこなわれているのかをチェックする必要がある。
- (2) 集権主義的改革、あるいは国・地方統合化改革への傾斜が促進されていないか。

所感

物価高騰、少子化、人口減少などの課題に向き合う地方自治体にとって、国の財政の全体像をつかみ、地方自治の責務をはたすことは重要。年金や賃金が実質目減りしているなかで、物価高騰で苦しむ住民の暮らしを支えるために、住民の願いに応える政策論議を行い、自治体財政を住民とともに作り上げることが大切だと思った。

【全体会②－「能登半島地震から1年」～南海トラフ地震などへの備え～】

○講師…室崎 益輝 氏（神戸大学名誉教授）

「昨年1月1日に発生した『令和6年能登半島地震』と9月21日に発生した『令和6年能登半島豪雨』は、その過酷な被害と引き換えに、地域防災と自治体防災の根幹にかかわる重要な課題を突き付けている」と室崎氏は冒頭に述べ、能登を襲った2つの自然災害による地域の状況や対応の概況を中心に、実際に足を運んだ経験を基にお話しされた。



能登半島地震後、地域の状況は住民票を移して避難してしまった人も多く、4～5万人ともいわれる規模で“移住”してしまっていると室崎氏。今でも700人程度のボランティアが入っているものの、職人が少なく解体も進んでいない現状を報告。一方で、建物被害（全半壊）と死者の割合を阪神・淡路大震災と比較すると、能登の場合人口比では阪神の3倍の全半壊があったものの、死者は3分の1であり、この差にはコミュニティの力の差があったのではないかと、室崎氏は述べた。

復興対応に際しては「県のプランを踏まえ、12月までに市町が復興計画を作成したが、住民との合意形成で見ると弱さを感じる。具体化はこれからであり、被災者の声にどこまで応えられているか、復興のための資源をどう確保するかが明確ではない」と述べた。

豪雨災害は「自然的な要因（計画降水量の2倍の降水量など）と人為的な要因（地震後の山地の崩落が修復されきっていないなど）が重なり、大きな影響となった」と室崎氏は話し、次の災害への備えは「巨大災害であつたり複合災害、また感染災害が訪れる時代に。自然が凶暴になっているとともに地域社会の脆弱化が、複合的に災害の激甚化をもたらしている」と分析。総じて、いまずべきことは「自治体防災だけではなくコミュニティ防災も飛躍的に進化しなければならない。横つなぎ行政と、ブリッジ型コミュニティが必要」と訴えた。

災害は、実際に被害を受けるのも防ぐのも「市民・住民」であることを念頭に「市民主体の考え方に基づいて、市民参画型あるいはボトムアップ防災の態勢づくりが必要」と室崎氏はまとめた。

○所感

昨年の能登半島地震以降も全国各地で今までになかった規模の自然災害や、住民に影響が出るような山林火災などが発生している。防災は0を目指すこと、減災は亡くなる人も出る中で、影響をどれだけ抑えるかという考え方であり、どの段階を目指すのかを明確にして、市民を巻き込んだ防災計画にしていけること、外部からの受援計画も立てたうえで、事前と事後のマネジメントをどこまで立てられるかが課題だということが話の中で理解できた。

こうした視点を大切に、今後の議員活動に生かしていきたい。

講座 自治体財政を身近なものに—楽しく学んで議員力をアップ—

講師 内山 正徳 氏

(神奈川自治体問題研究所副理事長)

「この講座の目的はまちの財政に親しみを覚えること」

まちの財政は、主権者である住民の健康で文化的な生活、いのち、暮らし、なりわいを支えるためのもの。財政の仕組みやまちの財政の特徴を理解しておくことは議会活動上の必須要件。まちの財政に親しみを覚え、コツコツ勉強を続けることで理解を深めることができる。



1 日々の暮らしと自治体の仕事

自治体の仕事は、生涯にわたり住民の生活と密接な関係を持ち、その経費のかなりの部分を、税金や使用料、手数料、負担金などで負担している。どんなお金の使われ方がされているのか、なぜ住民の切実な要望がなかなか実現しないのか、国の財政との関係などが見えることで違った見方ができる。また、まち側もわかりやすい情報の提供など、財政に関心を持つ主権者を育てることが必要である。

2 まちの財政を知るにはどんな資料があるのか

広報や図書館、議会図書室の活用、また総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」などを積極的に活用する。また、まち独自に「まちの財政」がわかる冊子を作成しているところもある。主権者である住民にわかりやすく情報が公開・提供されることが重要である。

3 用語や数字と仲良くなろう

まちの人口・予算規模・「一般会計・特別会計」・「普通会計・公営事業会計」・「交付団体・不交付団体」・「国税と地方税」・「まちの“貯金” “借金”」についての解説があった。

4 基礎的なしくみを理解しよう

① 国と自治体の関係

どの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けることができる。その費用は地方税で賄うが、多くの自治体は地方税だけでは足りない。その場合、国は自治体に対して必要な財源を保障しなければならない。自治体間の財政の不均衡を調整し、財源を保障する制度が地方交付税である。

地方交付税は一般財源であり、自治体が自由に使えるお金。それぞれのまちの地方交付税を決算カードを使って確認。地方交付税の不足分を補うとして交付されていた臨時財政対策債が 2025 年度からゼロに。

② まちのお財布はいくつ？

一般会計・特別会計、普通会計・公営事業会計など。

③ 予算・決算について

予算は（一般的には）1 年間にこれだけの仕事をこれだけのお金を使って実行するという、収入・支出の見積もり。

まちがどのような行政施策を実行しようとしているのか、そこには住民要求が反映され、本当に住民の福祉の向上やくらしの基盤づくりに役立つものになっているのか、あるいは特定の人や企業の利益を優先させる内容なのか、国の言いなりになっていないのかなど、主権者である住民と、住民の代表である議会と行政の執行者である市町村長の力関係が表現されているものということができる。「予算は政治の鏡」といわれるゆえん。予算は市町村長しか編成できないが、決めるのは議会である。

予算は一定の原則に沿って作られる（総計予算主義の原則、単一予算主義の原則、会計年度独立の原則、予算限定の原則、予算事前議決の原則、予算公開の原則）。これらは、財政民主主義を担保する大切なもの。

予算の執行過程が終わると決算過程に入る。

④ 決算カードを使ってまちの財政に接近

実際に決算カードを使い、わがまちの財政状況を確認しあうことが大切

⑤ 財政統計表から見るまちの財政のあらまし

歳入も歳出も経年的に見ることが大事

⑥ 財政学習はまちづくり

チームとして財政調査・分析にチャレンジすることも大事

講座に参加して

自治体財政をていねいにひも解き、財政を知ることが議会活動の力になると励まされた。特に財政民主主義の原則に基づくチェックが住民の目線でおこなわれることが重要。財政から街が見えるよう、調査・分析していきたい。

【セミナーB 地域公共交通と新しい移動手段を考える】

○講師…西村 茂 氏（金沢大学名誉教授）



特にコロナ禍以降、全国各地でバスを中心とした公共交通の減便と運転手不足の深刻さが広がっている。全国各地の取組みと、政府が推進するMaaSやライドシェア、自動運転などの取組みが地域公共交通の課題解決にどのように働くのか、全体的な流れ・経緯の説明と提起が行われた。

まず全国的な傾向として、1都7県のように「コミバス」が増え、バス停からの距離で言えばカバー率が上がったところもあるが、全体的にはバス減便・廃止の影響で、バスが遠くなった地域が増えていること、鉄道も北海道中心に廃線が増えたが、減便はJR東日本・西日本を中心に過去最大規模で広がっている。

それらの原因として、慢性的な不足もあった運転手不足が加速し、タクシー会社では倒産が増えていることがあると指摘。その要因に、従来からの低賃金・拘束時間の長さ＋「働き方改革」があり、混雑時間などの要因で不規則勤務と連続勤務もある影響が大きい。鉄道の場合は私鉄間格差も大きいものの、年収400万円を割り込む状況にあると、西村氏は更に指摘した。

公共交通がこういった実態にあるのは自家用車の普及にあり、バスや鉄道は移動手段「競争」に負けた結果、今の状況にある、と西村氏は述べ、「公共交通の維持・拡充のためには、自家用車からシフトする行動変化を起こすことが必要だが、同等の便利さが必要となる」と課題を提起した。

国交省は、2023年に改正した「地域公共交通活性化・再生法」をもとに、再構築協議会による議論を国が「仲介」する仕組みを作った。しかし、仕組みづくりには介入するものの、主体はあくまでも地方自治体任せになっている。また、2024年11月に「交通空白」解消・官民連携プラットフォームが示され、国交省も一部予算補助をするとのことだが、こちらの主体もあくまでも自治体と民間企業となっている。

MaaSはデジタル化で可能になり、モーダルシフトにも貢献するといわれているものの、問題はデジタル技術ではなく、技術で実現すべき社会や移動方法にある。

世界的にはフランスで、相乗りの定義の中でアプリでの有償配車サービスが認められており、推奨の理由として①国民の購買力の向上（経費節減による）②大気環境の改善③より自由な移動が可能、と3点を掲げており、対価の規制策と財政支援の組み合わせについても説明。

M a a Sについては、あくまでも「移動の選択肢」であることが前提であり、単にスマホ等の利便性向上ではなく、選択肢を増やす移動サービスの構築であるべき、と西村氏は述べたうえで、フランスでの位置づけについて「サービスでありモビリティではない。モビリティの整備が前提で、利用のためのサービス改善がある。フランスでは運賃体系も改善の視野にある」と話した。

最後に西村氏は「車がなくても安心して暮らせるまちづくりが必要。そのために公共交通を地域のものとしてどう維持していくか、議論していかなければならない」とまとめた。

続いて、酒井宏明氏（群馬県議会議員）が「交通のデジタル化M a a Sの実情～群馬県」と題して報告した。

まずはじめに群馬県の実態として、4人に一人が100m未満でも車を使うような地域で、中高生の通学時自転車事故率もワースト1であることを話した。県で行っている「G u n M a a S」の取組みについて紹介した酒井氏は「デマンド交通では利用率8%程度であったり、マイナカードが必須なものが多く、全県民が気軽に使えるサービスになっていない」と指摘。乗合バスへの補助がここ5年横ばいであり、もっと補助を行い地域の足を守ることが必要と訴えた。

○所感

新たな技術による自動運転や、規制緩和によるライドシェアの課題や問題点、有効な点をはじめ、現在の公共交通を取り巻く問題や国の関わり方の全体像を掴むことができた。特に車社会である十勝・帯広で導入できるものはあるのか、方向性をどう持つべきか、論点として新たな見方が加わったように感じた。

【セミナーA 学校給食の無償化と有機農業・有機給食】 講座・報告①②

概要：

近年注目を集める「学校給食の無償化」について、制度的背景、財政的課題、実施上の工夫、そして地産地消・有機農業との連携など多角的な観点から理解を深めた。

講座：学校給食の無償化と有機農業・有機給食

講師：朝岡 幸彦 氏（白梅学園大学特任教授・東京農工大学名誉教授）

1. 学校給食の無償化をめぐる制度的背景

（1）義務教育と無償化の原則

- ・ 教育基本法第5条では「授業料を徴収しない」と明記
- ・ 義務教育費国庫負担法により、教職員給与の3分の1を国が負担

⇒つまり、教育は無償が原則だが、給食費は授業料とは別建てで保護者負担とされてきた。

（2）学校給食費の位置づけ

- ・ 給食実施に必要な施設整備や運営費は設置者（多くは市町村）が負担
- ・ 食材費等の「給食費」は原則として保護者が負担
- ・ 生活保護世帯等には補助あり

2. 現状と課題

（1）実施状況の地域差

- ・ 小学校での完全給食実施率は98.8%、中学校では89.8%（令和5年度）
- ・ 中学校で完全給食が未整備な県としては佐賀県（67.1%）などが挙げられる。
- ・ 都市部では配送の時間的制約から「自校調理方式」が優位にあるケース（例：東京都）が見られる。

（2）調理方式の多様性とその背景

- ・ 単独調理方式（自校式）：46.4%

- ・ 共同調理方式（センター式）：53.1%
- ・ センター方式は大規模化しやすいが、都市部では渋滞や時間的課題から導入が困難な場合も。

（３）財政的制約と優先順位

- ・ 無償化の可否は自治体財政の余裕に依存
- ・ 給食費は人件費を含まないが、それ以外の経費（修繕費等）は市町村の持ち出し
- ・ 優先順位を高めなければ無償化の実現は困難

３．地産地消・有機農業との連携

（１）地場産食材活用の意義

- ・ 地域農業の活性化、食育の推進に寄与
- ・ 一部地域では有機農業との連携に取り組むが、実施には制度・流通体制・農家の協力が不可欠

（２）課題と可能性

- ・ 有機農業の普及率は全国平均 8.1%程度にとどまる。
- ・ 農家の経営安定、規模確保、契約栽培制度の整備が課題
- ・ 給食を安定供給先とすることで、有機農業振興にもつながる可能性あり

４．学びと今後の展望

（１）自治体による工夫と努力

- ・ 小規模自治体でも「自校式」を維持している例あり
- ・ 給食センターの建設時に高齢者施設との連携など多用途化を前提とした設計をすることで、長期的な地域活性に貢献

（２）政策提言の必要性

- ・ 無償化に向けた施策は「教育の無償化」全体の流れの中で位置づけるべき。
- ・ 地域の実情に応じた柔軟な制度設計・財政確保・農業連携が求められる。

- ・自治体レベルでの財政分析と市民参加型の検討プロセス（例：財政白書の作成）も重要

報告①：千葉県における学校給食の無償化と地産地消の取組み

報告者：長平 弘 氏

（農家・千葉県食健連事務局次長・自治体問題研究所副理事長）

1. 千葉県農業の現状と課題

1-1. 農業の衰退とその要因

千葉県では1980年から2019年までの約30年間で販売農家が6万5,000戸以上減少し、農業産出額もかつての全国第2位から第4位へと後退した。背景には以下の要因がある。

- ・異常気象（高温障害、水不足、長雨）
- ・農産物価格の下落と資材の高騰
- ・後継者不足と高齢化
- ・農業予算の大幅削減（2002年：778億円 → 2020年：503億円）

1-2. 千葉県の農業政策の問題点

国の「稼げる農業」推進政策に準じた県の農政が、大規模・集約・輸出型に偏っており、小規模農家や地域農業が置き去りにされている現状が指摘された。

2. 地産地消・有機農業と学校給食

2-1. 学校給食との連携がもたらす効果

学校給食に地元産・有機食材を活用することは、以下の点で重要である。

- ・子どもの健康な成長と食育の推進
- ・地元農家の生産意欲向上と誇りの醸成
- ・公共調達による安定的な販路確保
- ・地域経済と農業の再生

2-2. 給食の安全性に関する課題

輸入小麦を使用したパンから除草剤（グリホサート）が検出された事例があり、国産・地元産食材の安全性への関心が高まっている。

3. いすみ市の実践事例

3-1. 有機米 100%給食の実現

千葉県いすみ市では、2015年から段階的に有機米を導入し、2017年には全学校給食で100%有機米を使用する体制が整った。現在では年間42トンの有機米を地元農家から調達している。

3-2. 成果と地域への波及効果

- ・ 米の残食率が18% → 1桁台に減少
- ・ 子育て世代の移住者が増加
- ・ 安定的な販路と価格保証による農家支援
- ・ 地域外からの有機農業希望者の流入
- ・ 有機野菜（人参、小松菜、ピーマンなど）も約2割が地元産

4. 成功要因の分析

4-1. 地元資源を活かしたまちづくり

農業・漁業などの地場産業に焦点を当て、公共調達を通じて地域経済の循環を図る。

4-2. 住民自治の尊重と行政の柔軟な対応

生産者の声を受け止め、自治体が支援体制を整えることで、信頼と協働の基盤が築かれている。

4-3. 有機農業の支援策

有機農法は収穫量が少ない分、価格補填や販路保証により、農家の収益が慣行栽培より高くなる仕組みが整えられている。

4-4. 教育・福祉との連携

学校給食を通じて、健康・食育・福祉を一体化し、地域全体の活性化を図る。

報告②：食料・農業政策における学校給食の無償化と有機農業の意義

報告者：長谷川 敏郎 氏（農民連会長）

1. 学校給食無償化の現状と課題

- ・ 東京都では 2024 年度より全自治体で学校給食無償化が実現。背景には都議選や住民運動の影響がある。
- ・ 国会では無償化法案が立憲民主、国民民主、維新から提出されているが、内容は「一定額の給食費のみ国が補助し、オーガニック食材等の追加費用は保護者負担」となっており、全額無償ではない。
- ・ 無償化は子どもの権利保障として実施すべきであり、経済的理由や地域格差を口実にすべきではないとの主張

2. 学校給食と日本農業

- ・ 給食における米や野菜の価格上昇は、農家の減少や輸入依存が要因。
- ・ 米農家はこの 20 年で 176 万戸から 57 万戸へ激減。基幹的農業従事者は 10 年間で 100 万人減少
- ・ 国産食材の安定供給なしには、地場産を活かした安全な給食は成立しない。

3. 日本農業の変遷と制度的課題

- ・ 戦後の学校給食は、米国の食糧戦略と連動し、余剰農産物の受け皿としての役割を担った。
- ・ 農業基本法（1961 年）や食育基本法（2005 年）などで一定の方向性は示されてきたが、実効性や持続性に課題がある。
- ・ 「みどりの食料システム戦略」は有機農業拡大をうたうが、現場の小規模農家や地域の持続性への配慮に乏しい。

4. 有機農業の広がりとの誤解

- ・ 「有機農業」「アグロエコロジー」は単なる栽培技術ではなく、農村の暮らし・地域循環・公正な社会の構築と結びつく理念
- ・ 有機 JAS のような制度は企業向きで、地域の多様な小規模農家には適さない場合もある。

・ 中国から輸入される「有機食品」が市場に流通しており、制度の整合性にも課題がある。

■所感

義務教育が無償である以上、その一環である学校給食も無償であるべきである。現在は自治体の財政状況により給食無償化の実施に自治体格差が生じており、子どもの育つ環境に不平等が生まれている。教育の機会均等を掲げる国の方針と明らかに矛盾しており、本来は国の責任で全国一律に無償化を進めるべき。地方自治体に負担を押し付ける現状を改め、すべての子どもが等しく健全な食を享受できる仕組みの構築が必要と感じた。

視察日：2025 年 1 月 29 日（水）

視察場所：こまじいのうち（東京都文京区本駒込 5－11－4）

テーマ：「こまじいのうち」の取組みについて

視察目的：

本報告書は、文京区駒込地域に位置する地域福祉拠点「こまじいのうち」の視察内容をまとめたものである。高齢者や子育て世代をはじめとする多世代の交流・支援の場として機能するこの施設は、地域に根ざした取組みを長年にわたり継続しており、地域福祉のモデルケースとして注目されている。今回の視察では、施設の成り立ちや活動内容、運営体制、地域との関係性、今後の課題などについて、実地での観察と関係者からのヒアリングを通じて確認した。



1. 概要・沿革

1-1. 地域的な特徴

「こまじいのうち」は、文京区駒込地域（12 町会）に位置しており、町会加入率は 65%と比較的高い水準にある。文京区全体では人口約 23 万人、面積は南北・東西ともに約 4km とコンパクトでありながら、多様なコミュニティが共存している。

2. 施設の成り立ち

- ・ 建物の所有者であり、前任の理事長が中心となって開設
- ・ 2013 年 10 月、地域福祉コーディネーター配置とともに、文京区における「モデル地域」として活動が開始された。
- ・ 2015 年、企業の支援を受けて施設をリノベーション
- ・ 2016 年には NPO 法人化し、運営基盤を整備
- ・ 2017 年、隣接する住居を「こまびよのうち」として賃貸契約し、子育て広場として活用

3. 運営と利用実態

3-1. 開館時間・利用者層

- ・ 開館時間は平日 9:30～15:00
- ・ 利用者は施設から徒歩 30 分圏内に居住する地域住民が中心
- ・ 若年層から高齢者まで幅広い世代が訪れ、世代間交流の場としても機能

3-2. スタッフ体制

- ・ コアスタッフが長期間にわたり定着し、ボランティアを組織的に活用
- ・ ボランティアの参画を促す仕組みも構築されつつある。

3-3. 広報活動

- ・ 地域の町会掲示板 134 カ所および 400 枚ほどの回覧板によるプログラム告知
- ・ 一部では私設掲示板も活用して情報発信を行っている。

4. 主な活動内容

4-1. かふえこま

施設の中心的なコンセプトである「かふえこま」は、誰でも気軽に立ち寄れるカフェ形式の居場所であり、交流の起点となっている。お茶やお菓子を楽しみながら世間話をしたり、情報交換をする場として活用されている。

4-2. 子ども食堂

- ・ 2014 年 1 月に、自宅で月 1 回開催からスタート。寺子屋型の「てらまっち」で学んだ経験がベースになっている。
- ・ 2016 年から「こまじいのうち」でも開催し、プログラムや口コミを通じて最大 100 名の参加者を集める。
- ・ 特に経済的・家庭的な困難を抱える家庭の子どもたちへのアプローチに力を入れている。
- ・ コロナ禍ではお弁当配布に切り替え、継続的な支援を実施
- ・ 若年層のボランティア参加も多く、地域の孤立防止に効果

4-3. シニア食堂

- ・ 2023 年より都の事業として開始
- ・ 月 1 回の昼食提供を通じて、高齢者の栄養確保や交流の機会を創出

5. 運営資金と支援体制

- ・ 家賃として毎月 20 万円を文京区社会福祉協議会を通じて支払う。
- ・ 区からは掲示板運営への補助金もあり、一定の行政支援を受けている。
- ・ 一方で、過度な行政主導による「住民をお客様化する懸念」もあり、住民主体の運営にこだわる。

6. 今後の展望と課題

6-1. 支援が届かない層へのアプローチ

「一番困っている人ほど支援の存在を知らない」という指摘があり、情報の届け方や関係構築のあり方が課題となっている。

6-2. 根本的な問題の予防

単なる個別対応にとどまらず、社会的孤立や貧困の予防を視野に入れた包括的支援を目指している。特に「居場所が常に開いている」ことの重要性を強調する声が多かった。

6-3. モデル地域としての可能性

- ・ 本駒込（人口約 2.5 万人）をモデル地域に設定し、行政と連携した取り組みを展開
- ・ 区内には同様の「居場所」が 8 ヶ所あり、今後は連携やネットワーク構築も視野に。

6-4. 移動支援の活用検討

- ・ 施設送迎用バスの空き時間を「コミュニティバス」として活用できないか模索中
- ・ 地域内の高齢者や障がい者の移動支援にもつながる可能性がある。

7. 所感

「こまじいのうち」は、単なる地域の集会所や福祉施設にとどまらず、地域住民が主体的に関わり合いながら、多世代・多様な人々の交流と支援を実現する「場」として機能している。帯広市においても高齢化率が 3 割を超え、単身高齢世帯が増加する中、行政・社協の支援と市民の創意工夫が融合した運営モデルは、今後の地域共生社会の実現に向けて非常に有効な施策であると感じた。